

四万十町教育委員会会議録（平成27年8月定例会）

1. 日 時 平成27年8月13日（木）9：00～11：06

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司						
教育委員	大村和志	中屋建八	岡林雅子				
教育長	川上哲男						
事務局	教育次長	岡 澄子					
	生涯学習課	課長	辻本明文				
	学校教育課	課長	杉野雅彦	副課長	西谷典生		
		学校教育支援員	田頭誠志				

4. 傍聴者

1名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（中屋建八委員）

(4) 議題

①承認第1号 専決処分の承認について（四万十町立中学校部活動全国大会等対外試合に係る補助規程の改正）

②議案第1号 平成28年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について

(5) 協議事項

①平成26年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

②放課後子ども教室の指導員について

(6) 報告事項

①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について（7月末現在）

(7) その他

①運動会・体育祭の参加調整について

②2015年度『人権サミットin高吾』への参加について（8月28日）

6. 議 事

委員長： それでは、順番を変えて先に報告事項から入りたいと思います。

①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について（7月末現在）の説明をお願いします。

（事務局より、高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について説明する。）

- 委員長 : 議案第1号 平成28年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について、説明をお願いします。
(事務局より、高岡採択地区協議会の決定結果を基に平成28年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について説明する。)
- 委員長 : この件につきましてのご質問、ご意見等いただきたいと思います。
各地教委の意見を出して協議し、こういう結果になったということですね。
- 委員 : 法的には、各地教委で決定するということですね。
- 事務局 : 共同で同じものを使わなければならないことに、昨年更改されました。
- 委員長 : 高岡地区ということですね。
- 事務局 : そうです。
- 教育長 : 結果について、意見があれば採択地区協議会で協議することとなります。
- 委員 : これは決定ではなくて、意見を述べるために一応諮る訳ですね。
例えば、社会の歴史的分野では東京書籍がやっぱり良かったですねという意見がありましたということ報告して、高岡採択地区協議会が、はい、分かりましたということになればいいですが、結局、向こうで協議して教育出版になりましたということになる可能性が高いですね。
- 教育長 : 高岡採択地区協議会の結果と違う意見があれば、もう一回会議を開催して協議が必要となります。
- 委員長 : 今日は、四万十町教育委員会と高岡採択地区協議会での決定結果が違う社会の歴史的分野と保健体育について、これでいいのか、もう一回協議してもらうのかを決定するということですね。
- 委員 : 高岡採択地区協議会の決定を認めるか、認めないかということですね。
地教委として、一回持って行って話をしているのですよね。
- 教育長 : 前回の協議会で四万十町の地教委としての意見は、伝えてあります。
- 委員 : 高岡郡で話し合って、この方向でいきましょうと決定したから、その決定について異議ありませんねということの承認を受けたいわけですよね。
- 教育長 : そういうことです。前回、先ほど課長の方からも話があったように、採択教科用図書については、四万十町としての採択した経過については話をしています。その上で、高岡地区の採択協議会の方では、決定をされたということです。
- 委員 : 決定だから、報告内容で疑義がある点で覆されることはないわけですよね。
先生方もこういう教科書が使いやすいし、子どものためにいいと。教育委員会は教育委員会なりに話し合って、この方向でいこうと決定していますね、双方が。それに対して、いいですよということ言うしかないのではないですか。
- 委員 : これは、この間行われた採択協議会の決定結果をここに報告されて、それでこちらに戻されて、これでいいですかということですね。これでいいですかということがあるということは、もう一回次に最終決定をする会議がなされるということですね。
- 教育長 : 例えばこれに異論があるとか、決定について承諾できないということであれば、それをもって会を再度開くこととなります。異論がなければ、それで結局決定ということになります。
- 委員長 : 異論がなければ、報告、決定になるということですね。
- 委員 : 四万十町は東書としていたが、協議会でこういうふうにならなくて、違うことになりましたという報告ですよね。私は、それでいいです。
- 委員長 : 他の委員さんはどうでしょう。

委員 : それでいいです。

委員 : しょうがないですね。

委員長 : それでは、お諮りします。議案第1号の平成28年度以降に使用する中学校教科用の図書の決定は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第1号 平成28年度以降に使用する中学校教科用の図書の決定につきましては、承認をされました。

続きまして、承認第1号 専決処分の承認について（四万十町立中学校部活動全国大会等対外試合に係る補助規程の改正）、説明をお願いします。

（事務局より、四万十町立中学校部活動全国大会等対外試合に係る補助規程の改正について説明する。）

委員長 : この件につきましてのご質問、ご意見等いただきたいと思えます。

特に、ありませんか。

それでは専決処分の承認についてお諮りをします。承認第1号四万十町立中学校部活動全国大会等対外試合に係る補助規程の改正については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 承認第1号専決処分の承認について（四万十町立中学校部活動全国大会等対外試合に係る補助規程の改正）は、承認をされました。

小休とします。

（小休中）

委員長 : 再開をします。

協議事項①平成26年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について、説明をお願いします。

（事務局より、平成26年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について説明する。）

協議後、次のように決定した。

①8月21日までに各委員が評価して、事務局まで結果を報告する。

②8月26日に臨時の教育委員会を開催し、点検・評価をまとめる。

委員長 : 続いて、②放課後子ども教室の指導員について、説明をお願いします。

（事務局より、放課後子ども教室の指導員について説明する。）

協議後、次のように決定した。

①放課後子ども教室の指導員については、教育委員会が責任を持って配置する。

②運営方法等の統一化を図る。

委員長 : その他①運動会・体育祭の参加調整について、説明をお願いします。

（事務局より、各学校の運動会・体育祭の日程を説明する。参加調整を行い各委員が出席する学校を決定した。）

委員長 : その他②2015年度の『人権サミット in 高吾』への参加について、説明をお願いします。
(事務局より、『人権サミット in 高吾』について説明する。)

委員長 : 他に何かありますか。

全委員 : ありません。

事務局 : ありません。

委員長 : これで、平成27年8月定例教育委員会を閉じます。

(閉会)

8月の臨時会予定 平成27年8月26日(水)

委員長 : _____

署名人 : _____